- 1. 募集期間 令和3年2月1日(月)~令和3年2月26日(金)
- 2. 意見提出者 3名
- 3. 意見件数 7件

	頁	ご意見の概要	市の考え方
1	1	「本市の関連計画と整合を図りながら、施設の劣化状況等を踏まえ、「名護市公共施設等総合管理個別計画」を策定した。」とあるが、対比参考となる関連計画の説明がない。 また、市の最上位計画である「名護市総合計画」等との整合性を確認する部分が乏しい。	対比参考となる関連計画の説明について、本計画の対象施設は、156施設(268棟)あり、各施設ごとに設置の目的、関連する計画等がありますので、それらを一括して関連計画と記載しております。なお、ご意見を踏まえ「各施設の」という文言を追加しました。また「名護市総合計画」との整合性を確認する記述が乏しかったため、当該記載についても追加いたしました。
2	2	「中長期的な視点が不可欠なため、平成29 (2017) 年度から令和38 (2056) 年度までの40 年間に見込まれる更新費用推計に基づき策定し た。」とあるが、40年では同時期に整備建設した 多くの施設の更新には対応不可能であり、30年間 が更新費用の推計には適度と思慮する。	平成29 (2017) 年度から令和38 (2056) 年度までの40年間に 見込まれる更新費用推計は、平成29 (2017) 年3月に策定し た「名護市公共施設等総合管理計画」で用いたものです。「名 護市公共施設等総合管理計画」の改訂を令和3 (2021) 年度に 予定しておりますので、改定時の推計については、国の示す指 針等を参考に設定したいと考えております。なお、本計画の計 画期間についてわかりやすく記載するため、計画期間を表にし て追加しました。
3	3	「策定する学校教育系施設の小中学校及び幼稚園、市営住宅、都市公園の施設を除いたものを本計画の対象施設とする。」とあるが、少なくとも市民の暮らしを守るためにも市営住宅は対象施設として欲しい。理由:大型(大規模)市営住宅の老朽化が多いため。	市営住宅については、既に所管課において「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」である「名護市公営住宅等長寿命化計画」を策定しておりますので、本計画の対象施設からは除いております。
4		各区の公民館等の対応方針について、特になし、 C判定の部位修繕、現状維持などが多いが、劣化 状況調査において健全度数が低い公民館等もある がこの調査は各区へのヒアリング等も行ったの か。また、大規模改修であれば宝くじに関する助 成金などが活用できるはずだが、軽微な修繕では 使用できないため、ふるさと納税や基金を活用す るなど検討してみてはどうか。	各区の公民館等の劣化状況調査は区長等が立ち合いで実施しており、その際に施設の状況を聞き取りしながら行っております。 また、自治公民館の修繕につきましては、名護市自治公民館施設修繕補助金交付要綱に基づき、区からの要望等に対応しております。軽微な修繕については、名護市コミュニティ施設管理協定において、区が負担することとなっております。
5		テレワークやDXの普及等により働き方が多様化し、オフィスの在り方も変わってきているため、 軽微な修繕よりも複合化を検討した方が良いので はないか。例:サテライトオフィス等	テレワークやDX (デジタルトランスフォーメーション) の普及等による働き方の多様化、オフィスの在り方の変化等により、公共施設等へのニーズも多様化しております。今後も市民ニーズ等を考慮しながら、公共施設等を有効に運用するよう努めてまいります。
6	-	廃止又は移転となる公共施設について、資産の適切でじん速な運用を図るためにも跡地利用の検討に早期に着手してもらいたい。	廃止又は移転となる公共施設については、状況に応じて跡地利 用の検討を行ってまいります。
7	1	施設の老朽化解決であれば来客のほとんど居ない 施設の整備は不要ではないか。	今後の対応方針(建替え、売却・譲渡、廃止、集約化、大規模 改修、現状維持等)については、施設の劣化状況や利用状況等 を踏まえ検討する必要があります。 対策が必要な施設については、本計画で定めております対策の 優先順位の考え方(安全性、機能性、代替性、社会性、経済 性)や政策的な判断等を含め総合的に検討します。